

第十一回労働調査報告

事情ニ依リテハ増額給與スルコトアルヘシ

第五條 業務ニ忠實ナラス又ハ不正ノ行爲アリタル爲メ退職セシメタルトキハ退職手當ヲ給與セス但シ事情ニ依リ幾分ノ給與ノスコトアルヘシ

第六條 特ニ功勞アリタルモノニ對シテハ本規則ノ給與額ニツキ特別ノ討論ヲ爲シ又ハ更ニ別途ノ給與ヲナスコトアルハ

附 則

第七條 本規則ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ實施ス

第八條 當所ニ於テ必要ト認ムルトキハ本規則ヲ加除更改スルコトアルハ

三菱造船株式會社 神戶造船所 職工救濟規則

第一章 總 則

第一條 當所ハ職工業務上ノ負傷、疾病、死亡、ハ勿論業務ニ因リサル傷病、死亡其ノ他吉凶慶弔等ノ爲メ本規則ノ設ケ扶助救濟ノ途ヲ圖ルモノトス

第二條 職工業務上ノ負傷又ハ疾病ヲ治療スル爲メ當所ニ病院ヲ設ケ傍ラ職工及其ノ家族ノ傷病ヲモ診療セシム病院ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 本規則適用ノ爲メ職工ノ等級ヲ左ノ通定ム

- 一 等 工長、工長心得
- 二 等 組 長
- 三 等 伍長及賃金一圓四十四錢以上ノモノ
- 四 等 賃金一圓〇八錢以上ノモノ
- 五 等 賃金五十四錢以上ノモノ
- 六 等 賃金五十四錢未満ノモノ

七 等 臨時傭ノモノ

第二章 業務上ノ負傷、疾病及死亡ノ場合ニ於ケル扶助

第四條 職工業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ當所病院ニ於テ當所ノ費用ヲ以テ療養セシム尙ホ必要ト認ムルトキハ轉地療養ヲ爲サシメ又ハ他ノ病院ニテ治療セシムルコトアルヘシ

療養ノ爲休業中ハ一日ニ付一等乃至六等ノモノニハ各賃金ノ十分ノ八又七等ノモノニハ賃金ノ十分ノ五ニ當ル扶助手當ヲ少クトモ三ヶ年間給與ス

職工自儘ニ當所病院以外ニ於テ治療ヲ受クルトキハ本條ノ限ニ在ラス

第五條 職工業務上ノ負傷又ハ疾病ニ因リ死亡シタルトキハ工場法施行令ノ定ムル所ニ依リ其ノ遺族ニ本人賃金ノ二百日分ニ相當スル扶助料ヲ給與シ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上百圓以下ノ葬祭料ヲ給與ス

第六條 前條ノ場合ニハ本人生前ノ勤勞ヲ餘額シ特ニ左ニ掲クル區別ニ依リ慰恤金ヲ當所ノ認ムル遺族ニ給與ス但シ前條ニ依リ給與シタル扶助料ノ額ハ之ヲ控除ス

- 一 等 千五百圓以上 三千圓
- 二 等 千圓以上 二千圓
- 三 等 六百五十圓以上 千五百圓
- 四 等 五百圓以上 千二百圓
- 五 等 三百五十圓以上 七百圓
- 六 等 百五十圓以上 五百圓
- 七 等 三百五十圓以下

本條ノ慰恤金ハ分割給與スルコトヲ妨ケス

第七條 業務上ノ負傷又ハ疾病治療シタルトキニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ左ニ掲クル區別ニ依

リ扶助料ヲ給與ス

- 一、終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金二百日分
- 二、終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百八十日分

第十一回労働調査報告